

柏崎市福祉資格取得支援補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の福祉事業所に勤務する福祉職員が障害福祉サービスを提供する上で必要な資格取得を支援し、福祉人材の確保並びに福祉職員の定着及び資質の向上を図るため、予算の範囲内において、柏崎市福祉資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和 50 年規則第 29 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 柏崎市内に住所を有し、又は補助金の交付申請を行おうとする年度内に柏崎市内に開設が見込まれる法第 5 条（第 24 項及び第 25 項を除く）に規定する障害福祉サービス又は相談支援並びに児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障がい児通所支援及び同法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設の運営を行う者であること。
- (2) 別表の補助対象事業を、補助金の交付申請を行おうとする年度内に修了した職員を雇用している者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の交付は、職員1人につき、別表に掲げる補助対象事業ごとに1回限り（相談支援従事者主任研修、相談支援従事者現任研修、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修を除く。）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の修了日の属する年度の各四半期の最終月の翌月末日まで又は当該年度末日までのいずれか早い期間内に柏崎市福祉資格取得支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けた場合は、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果を審査し、速やかに補助金の交付又は不交付を決定し、交付する場合には交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金を交付する場合には柏崎市福祉資格取得支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合には柏崎市福祉資格取得支援補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、確定した補助金の額を交付するものとする。

(是正措置)

第8条 市長は、第5条の規定による申請又は報告の内容に疑義がある場合は、申請者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、第6条第2項の規定により通知した額の算出根拠となった職員等が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全

部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 開設を見込んでいた施設の運営を行う者が、申請した年度内にその施設を開設できなかったとき。
- (2) 福祉事業所等の運営を行う者が虚偽の申請を行ったとき。
- (3) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、交付を決定した補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、柏崎市福祉資格取得支援補助金返還命令書（別記第4号様式）により、期限を定めて、その返還を補助事業者に命ずるものとする。

（延滞金）

第10条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、正当な理由がなく納期限までに納付しなかったときは、交付規則第17条の規定により延滞金を徴収することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和13年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
1	強度行動障害支援者養成研修（基礎）	職員の研修受講費用（受講費用に含まれていないテキスト代等は、除く。）	1 / 3 ただし、補助対象事業の修了に関する手当制度（修了により給与が上がるもの）を整備している場合は、2 / 3	1人当たり 2,000円
2	強度行動障害支援者養成研修（実践）			1人当たり 2,000円
3	医療的ケア児等コーディネーター養成研修			1人当たり 4,000円
4	重症心身障害児者・医療的ケア児等支援者養成研修			1人当たり 2,000円
5	相談支援従事者初任者研修（区分1）			1人当たり 14,000円
6	相談支援従事者初任研修（区分2）			1人当たり 6,000円
7	相談支援従事者主任研修			1人当たり 11,000円
8	相談支援従事者現任者研修			1人当たり 9,000円
9	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修			1人当たり 2,000円
10	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修			1人当たり 2,000円

	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 1	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修			1人当たり 2,000円
1 2	同行援護従業者養成研修			1人当たり 3,000円
1 3	重度訪問介護従業者養成研修			1人当たり 20,000円
1 4	喀痰吸引等研修(第三号研修)基本研修			1人当たり 2,000円
1 5	喀痰吸引等研修(第三号研修)基本研修(現場演習)及び実地研修			1人当たり 10,000円
1 6	社会福祉士実習指導者講習会			1人当たり 20,000円
1 7	精神保健福祉士実習指導者講習会			1人当たり 20,000円

注 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。